

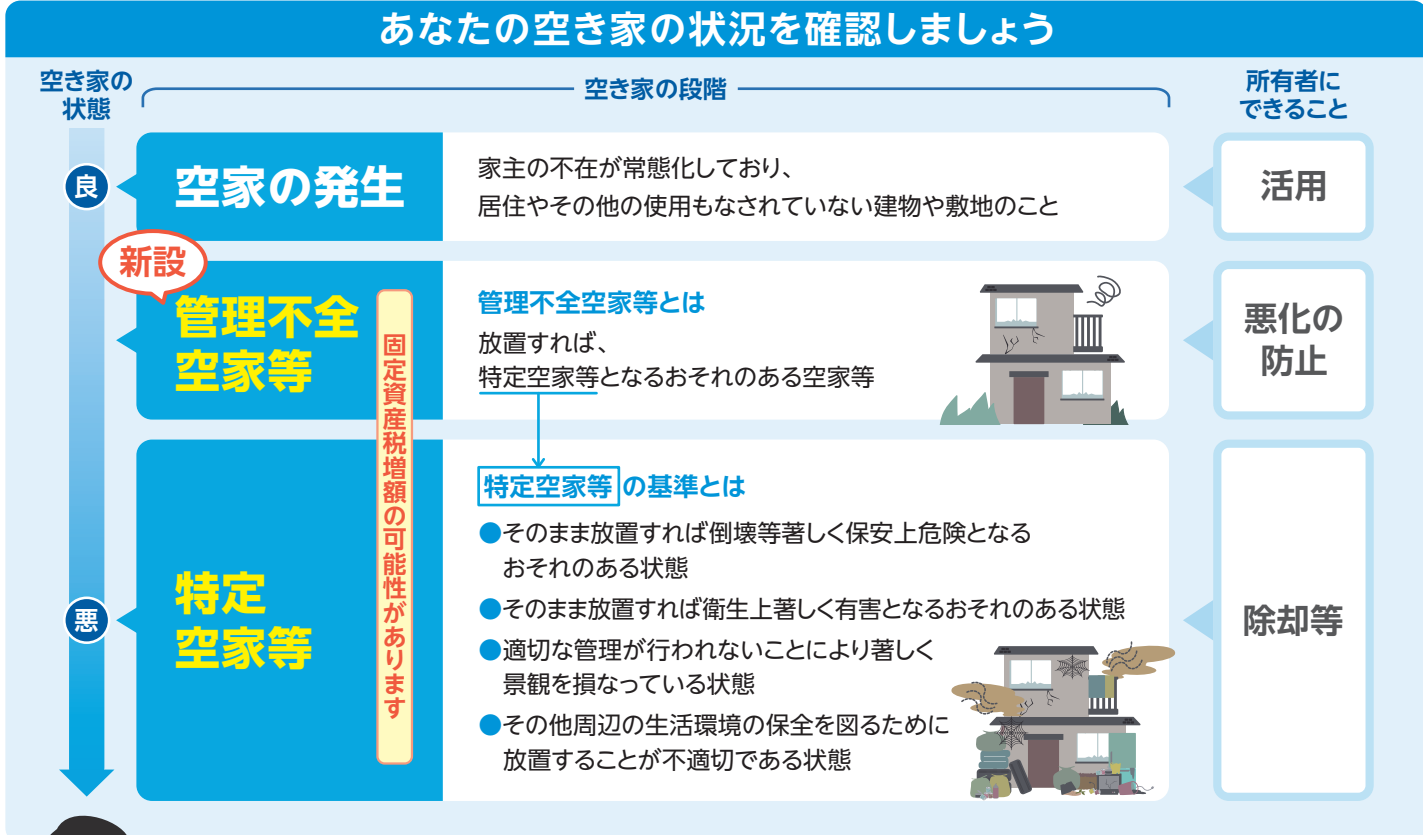
あなたの空き家大丈夫？

空き家を**放置**していると**固定資産税が増える**可能性があります！！

管理不全空家等
の区分が
新設されました！

近年全国的に問題となっている空き家対策に取り組むための法律が改正されました。
放置すれば**特定空家等**になるおそれのある空家が【**管理不全空家等**】と認定され、
行政より指導・勧告が行われると、**固定資産税が増える可能性があります。**

あなたの空き家の状況を確認しましょう



管理不全空家等・特定空家等と判断されると行政より指導・勧告が行われます。



指導で改善されない場合、
住宅用地の特例措置解除となり、**固定資産税が増える**可能性があります！

住宅用地の特例措置とは、住宅用地のうち一定のものについて、固定資産税が最大1/6まで減額されるものです。
そのため、特例措置解除となると、1/6までの減額が対象外となります。
平成27年度より特定空家等と判断され、指導・勧告を受けると、住宅用地の特例措置は解除されていました。
今回の法改正により、管理不全空家等と判断され、勧告を受けた場合も特例措置解除の対象となる可能性があります。

空き家の所有者、関係者には適切な管理を行う責任があります。空き家を放置していると、様々なトラブルが発生する可能性があります。
今一度、空き家の状況を確認し、行政より指導や勧告を受ける前に適切な管理をしていきましょう。

2025年2月発行 発行:鹿嶋市都市計画課 編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

※当リーフレットの著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。
※当リーフレットは広告を掲載している企業の協賛により発行しています。なお、広告の内容(裏面)は、鹿嶋市の事業と関連するものではありません。

広告募集についてのお問い合わせはこちら 株式会社ジチタイアド ☎092-716-1401(代表)
空き家についてのお問い合わせはこちら 鹿嶋市都市計画課 ☎0299-82-2911(代表)

広告